

※お申し込み前に必ずお読みください。

耐震診断アドバイザー派遣 お申し込みにあたっての注意事項

1. はじめに

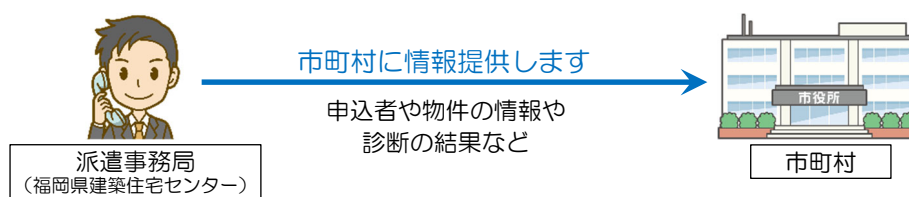
- 当制度は、同一の住宅に対し、原則、1回限りのご利用となります。
- 現地調査では、壁の位置などを確認するため、アドバイザーが住宅の内部（各部屋）に立ち入りますので、その旨ご了承ください。
- 診断結果の報告書は、現地調査後、おおむね1か月後に住宅所有者の住所にご郵送いたします。
※住宅の劣化が著しい場合などは、報告書の作成に時間を要しますので、報告書がお手元に届くまで1か月以上かかる場合があります。
※住宅所有者またはふるさと納税返礼品活用者の住所以外に、報告書をご郵送することはできません。ふるさと納税返礼品活用者は企画情報部（092-781-5169）までお問い合わせください。

2. 申し込みできる方は？

- 申込者は住宅の「住宅所有者又はふるさと納税返礼品活用者」に限ります。
※申込書の「1. 申込者」、「2. 住宅所有者・同意者」の氏名欄は、自署（本人による署名）の場合は押印不要です。諸事情によりやむを得ず、本人以外が代筆する場合、押印が必要となります。
※賃貸住宅の場合、賃借人の方はお申込みできませんので、所有者（大家）にお申込みをご依頼ください。
- 耐震診断の結果が「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」という判定となった場合、以下の①および②について同意できる方に限ります。

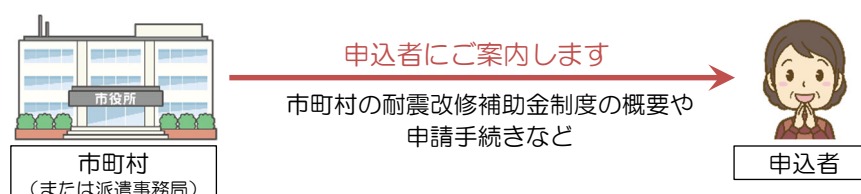
①派遣事務局から市町村に対し、以下の情報を提供すること

- ・受付日 及び 現地調査日
- ・住宅所有者の情報 … 氏名、住所、電話番号、携帯番号、FAX 番号
- ・調査物件の情報 … 物件の所在地、建築年、階数、延べ面積
- ・耐震診断の結果



②市町村の「耐震改修補助金制度等」に関する案内を受けること

- ・後日、市町村（または派遣事務局）から申込者に対し、市町村の耐震改修補助金制度の概要、必要な申請手続きなどに関する情報をご案内いたします。



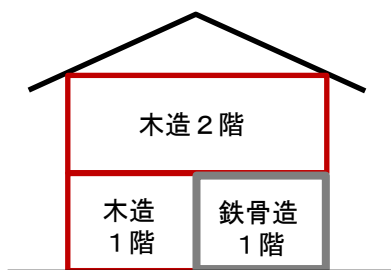
3. 対象となる住宅は？

○調査対象は、**昭和 56 年 5 月以前に建築**された**平屋**又は**2 階建**の**木造一戸建て住宅**です。

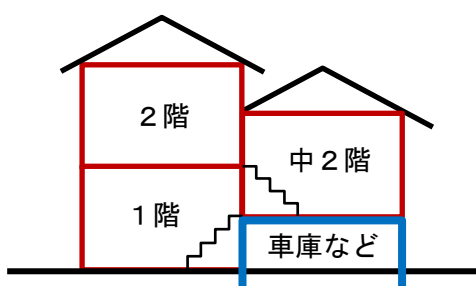
※以下の住宅は、いずれも調査対象となりません。

- ・昭和 56 年 6 月以降に建設された住宅
- ・プレハブ住宅・・・耐震性の有無は、建設した住宅メーカーに直接お問い合わせください
- ・一戸建て以外の住宅（長屋住宅、共同住宅）
- ・店舗付き住宅で、店舗部分の床面積が建物全体の床面積の半分以上であるもの
- ・混構造（木造と木造以外とが併用する構造）の住宅【**下図参照**】
- ・スキップフロア（中 2 階）のある住宅【**下図参照**】
- ・昭和 56 年 6 月以降に大きな増築（現況面積の 1/3 を超える面積）をしたもの

（例）混構造の住宅



（例）スキップフロア（中 2 階）のある住宅



4. 申し込み方法

○以下①、②を派遣事務局まで 郵送、FAX又は電子申請 にて送付してください。

①耐震診断アドバイザー派遣申込書 兼 同意書

※記入方法は、別紙「記入例」をご参照ください。

※アドバイザーとの日程調整に時間を要することがありますので、派遣希望時期については、できるだけ幅を持たせて下さい。

②住宅の平面図（白黒コピーで可）、若しくは間取り図（手書きで構いません）

【申し込み先】

生涯あんしん住宅

〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ敷地内

電話 092-582-8061 / FAX 092-582-8162



申込フォーム

※派遣申込書 兼 同意書・間取り用紙は、（一財）福岡県建築住宅センターのホームページからダウンロードできます。ホームページがご覧できない方は、福岡県建築住宅センターまでお電話ください。**※ふるさと納税返礼品を活用する場合は別途お問い合わせください。**

（福岡県建築住宅センター 企画情報部 : 電話 092-781-5169）

5. 申し込みできる耐震診断のメニューと注意点は？

- 「一般診断」と「簡易診断」のいずれかの診断をご利用できます。
- 診断費用は、現地調査当日に、直接、アドバイザーにお渡しください。

一般診断（費用 6,000 円）

※ふるさと納税返礼品を活用する場合は、現地での費用の徴収は行いません。

- アドバイザーが、床下・小屋裏に進入して調査し、目視で壁の仕様等を確認した上で耐震性の診断を行います。
- ご希望の方には、「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」を作成することができます。

重要「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」について

- ・本制度の「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」は、今後、耐震改修工事の実施についてご検討いただくための参考資料（目安）として作成するものです。
- ・耐震改修工事は工事を行う施工業者によって、改修方法や工期、使用する材料などが異なります。そのため、耐震改修工事を実施される際は、工事を依頼する施工業者に、耐震改修計画の作成と工事費の見積をご依頼ください。
- ・実際の工事費は、本制度で作成する「工事概算見積書」よりも高くなる可能性がありますので、その旨どうかご了承ください。

- 診断当日は、必ず申込者の方で床下・天井の点検口を開けた状態にしてください。
※点検口がない場合や開かない場合は、診断ができない場合があります。
- 床下の点検口がない場合は、畳の下から床下に進入しますが、必ず申込者の方で畳上げと下地板を外した状態にしてください。
※畳上げなどは住宅を傷つける可能性がありますので、アドバイザーではできません。

簡易診断（費用 3,000 円）

- 床下・小屋裏に進入せず、通常見える範囲で現地調査し、ご提供いただく図面（平面図）を参考にして耐震性の診断を行います。
- 図面がない場合や図面と現地が合っていない場合は、実際より耐力が低く計算される可能性があります。

6. 診断結果が悪かったら？

- 報告書に同封しているチラシ『住まいの耐震化を支援します！』をご覧ください、耐震改修工事の実施についてご検討ください。
チラシ『住まいの耐震化を支援します！』には、市町村が実施する耐震改修の補助金や、耐震診断・耐震改修の無料相談窓口などの情報を記載しております。